

**立川市立立川第五中学校建替事業  
入札説明書**

令和6(2024)年1月

立川市



## 《目 次》

1	発注者	1
2	公告日	1
3	入札及び契約に関する事務を担当する部署	1
4	事業内容に関する事項	2
(1)	事業名称	2
(2)	事業場所	2
(3)	事業概要	2
(4)	事業期間	3
(5)	対価の支払	3
(6)	本事業の実施に関する協定等	3
5	落札者選定の手続き	4
(1)	選定方法	4
(2)	契約締結までのスケジュール	4
(3)	落札者決定までの流れ	5
(4)	入札説明書等	5
(5)	入札説明書等に関する質問受付及び回答	5
(6)	入札参加申請及び受理	6
(7)	入札	7
(8)	事業計画書等の提出	7
(9)	開札	9
(10)	入札の無効	9
(11)	入札参加資格審査及び事後審査ヒアリング	9
(12)	落札者決定・公表	10
(13)	落札者決定後の手続き	10
(14)	入札に関する留意事項	11
6	応募者の参加資格要件	12
(1)	応募者の構成等	12
(2)	応募者の参加資格要件	12
7	立川市立立川第五中学校建替事業者選定等検討委員会の設置等	15



## 立川市立立川第五中学校建替事業 入札説明書

立川市（以下「市」という。）が発注する立川市立立川第五中学校建替事業（以下「本事業」という。）に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、以下の図書（以下「入札説明書等」という。）によるものとする。

- ① 立川市立立川第五中学校建替事業 入札説明書（以下、「入札説明書」という。）
- ② 立川市立立川第五中学校建替事業 要求水準書（以下、「要求水準書」という。）
- ③ 立川市立立川第五中学校建替事業 基本協定書（案）（以下、「基本協定書（案）」という。）
- ④ 立川市立立川第五中学校建替事業 施設整備請負契約書（案）（以下、「施設整備請負契約書（案）」という。）
- ⑤ 様式集
- ⑥ 立川市立立川第五中学校建替事業 提出書類の作成要領（以下、「提出書類の作成要領」という。）
- ⑦ 立川市立立川第五中学校建替事業 入札実施基準（以下、「入札実施基準」という。）

なお、入札説明書、要求水準書、様式集及び提出書類の作成要領の「応募者」と、入札公告及び入札実施基準の「参加者」とは同意義のものとする。

また、入札説明書等と以下の図書に相違がある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。

- ① 令和5（2023）年10月10日公表「立川市立立川第五中学校建替事業 実施方針」（以下、「実施方針」という。）
- ② 令和5（2023）年10月10日公表「立川市立立川第五中学校建替事業 要求水準書（案）」
- ③ 令和5（2023）年11月14日公表「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問及び回答」

なお、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に対する質問及び回答によるものとする。

### 1 発注者

立川市長 酒井 大史

### 2 公告日

令和6（2024）年1月9日（火）

### 3 入札及び契約に関する事務を担当する部署

立川市 財務部 契約課 工事契約係  
郵便番号 190-8666  
住所 東京都立川市泉町1156番地の9  
電話番号 042-523-2111（内線2714又は2716）  
E-mail keiyaku@city.tachikawa.lg.jp

#### 4 事業内容に関する事項

##### (1) 事業名称

立川市立立川第五中学校建替事業

##### (2) 事業場所

立川市上砂町3丁目27番地の1

##### (3) 事業概要

###### 1) 事業目的

立川市では、平成30(2018)年度に策定した「立川市公共施設再編個別計画」及び令和2(2020)年度に定めた「立川市前期施設整備計画」に基づき、公共施設の建替え及び複合化を進めており、安全で持続可能な公共施設を保有し続けるため、床面積を削減するとともに公共施設の再編を行い、地域サービス水準を維持することとしている。

立川市立立川第五中学校（以下「第五中学校」という。）は、築後50年以上が経過し、老朽化が進んでおり、校舎を建替えて、生徒、教職員及び地域住民が安全・安心に利用できる学校施設を整備することとし、令和5(2023)年3月に「立川市立立川第五中学校整備基本計画」（以下「整備基本計画」という。）を策定した。

整備基本計画では、第五中学校の整備にあたっては、民間企業のノウハウを活用することで、効率的かつ効果的に質の高い公共サービスを提供できると判断されたことから、本事業を設計・建設等の業務を一括で行うDB（Design Build）方式で実施することとした。

###### 2) 本事業の業務内容

###### (ア) 設計業務

- ① 事前調査業務（市が事前に提示する調査結果以外に必要なもの）
- ② 第五中学校の設計業務（外構、解体、法令等の必要な諸手続き等を含む。）
- ③ 市が行う文部科学省等の交付金等又は許可に関する申請に必要な図書の作成に係る業務
- ④ その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

###### (イ) 建設業務

- ① 第五中学校の建設業務（外構等を含む。）
- ② 什器・備品等の調達及び設置業務（既存施設から移設するもの及び別途市が調達するものを除く。）
- ③ 近隣対応（民間事業者が対応すべき内容）
- ④ 建設工事に係る許認可申請等
- ⑤ その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

###### (ウ) 解体撤去業務

- ① 既存校舎等の解体・撤去（必要最低限の仮設建物の設置及び解体・撤去を含む）
- ② 上記の業務を実施するうえで必要な近隣対応（民間事業者が対応すべき内容）
- ③ その他、上記の業務を実施するうえで必要な関連業務

なお、より詳細な業務内容については、次の資料を参照すること。

- ・ 要求水準書
- ・ 基本協定書（案）
- ・ 施設整備請負契約書（案）

#### **（４） 事業期間**

契約締結日の翌日より令和 12（2030）年 8 月 9 日（金）まで

#### **（５） 対価の支払**

市は、落札者に対して、設計・建設・解体撤去業務の実施の対価を支払う。支払方法の詳細については、施設整備請負契約書（案）を参照すること。

#### **（６） 本事業の実施に関する協定等**

##### **１） 基本協定**

市は、落札者との間で本事業に関する施設整備請負契約の締結に向けて、市と落札者の立場と義務を確認するとともに、施設整備請負契約締結のための基本的事項を定める基本協定を締結する。詳細については、基本協定書（案）を参照すること。

##### **２） 施設整備請負契約**

市は、落札者との間で本事業の設計・建設・解体撤去業務の実施のために必要な事項等を定めた施設整備請負契約を締結する。詳細については、施設整備請負契約書（案）を参照すること。

## 5 落札者選定の手続き

### (1) 選定方法

- ① 事業者の選定は、条件付き一般競争入札により行うこととする。
- ② 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札を行った応募者を落札予定者とし、入札参加資格審査を行う。
- ③ 落札予定者が入札参加資格を有することを確認できた後に、事業計画書について審査を行い、要求水準書に示した要求水準を満たしていると認めた場合、落札者として決定する。

### (2) 契約締結までのスケジュール

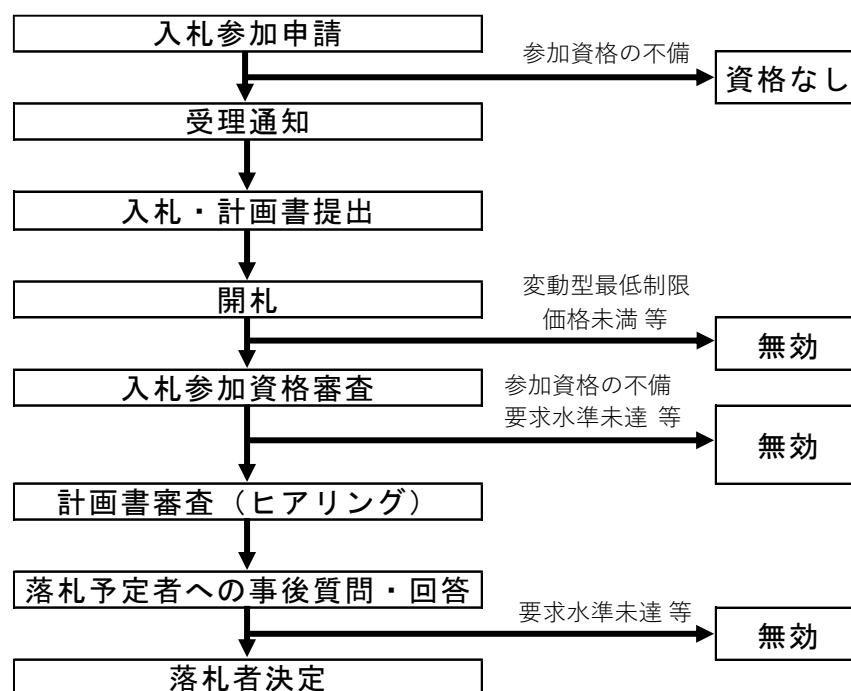
入札公告から契約締結までのスケジュールは以下を予定している。なお、スケジュールは、応募者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

日程	内容
令和6(2024)年1月9日	入札公告及び入札説明書等の公表
令和6(2024)年1月19日	第1回入札説明書等に関する質問提出期限
令和6(2024)年2月2日	第1回質問に対する回答の公表
令和6(2024)年2月9日	入札参加申請及び入札参加書類提出期限
令和6(2024)年2月14日	入札参加申請の受理
令和6(2024)年3月1日	第2回入札説明書等に関する質問提出期限
令和6(2024)年3月19日	第2回質問に対する回答の公表
令和6(2024)年4月23日	入札及び事業計画書提出の期限
令和6(2024)年4月24日	開札
令和6(2024)年4月 (開札後速やかに)	入札参加資格審査(事後)
令和6(2024)年5月23日	事業計画書審査(第1回ヒアリング)
令和6(2024)年5月30日	第1回事業計画書に関する質問送付
令和6(2024)年6月6日	第1回質問に対する回答期限(受理)
令和6(2024)年6月14日(予定)	事業計画書審査(第2回ヒアリング)
令和6(2024)年6月21日(予定)	第2回事業計画書に関する質問送付
令和6(2024)年6月28日(予定)	第2回質問に対する回答期限(受理)
令和6(2024)年7月	落札者の決定及び審査講評の公表
令和6(2024)年7月	基本協定及び施設整備請負契約(仮契約)の締結
令和6(2024)年 第3回立川市議会定例会	施設整備請負契約に係る市議会の議決
市議会での議決後速やかに	施設整備請負契約(本契約)の締結



### (3) 落札者決定までの流れ

入札参加申請から落札者決定までの流れは以下のとおりである。



### (4) 入札説明書等

入札説明書等の内容を前提として、入札手続きを進めること。また、応募者はその内容を十分に確認し、各手続きにおける期限は十分注意すること。

入札説明書等はホームページに掲載するもののほか、要求水準書の一部についてはCDによる閲覧を要するものがある。当該CDの閲覧にあたっては担当部署(「3 入札及び契約に関する事務を担当する部署」を参照)に借用の手続きを行うこと。なお、すべての入札説明書等の確認をしたうえで入札することが前提であるため、当該CDを借用せずに行った入札は無効となるので注意すること。

### (5) 入札説明書等に関する質問受付及び回答

入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとする。公平性及び透明性を確保するため、入札説明書等の内容について、電話等による質問には一切応じない。

なお、質問に対する回答は公表するものとする。

#### 1) 提出期間

##### (ア) 第1回

入札説明書等公表日から令和6(2024)年1月19日(金)午後零時まで。

##### (イ) 第2回

令和6(2024)年2月14日(水)から令和6(2024)年3月1日(金)午後零時まで。

第2回の質問を提出できるのは入札参加申請を行い、入札参加申請が受理された通知を受けた応募者の代表を務める者(以下「代表企業」という。)のみとする。

## 2) 提出方法

入札説明書等と同時にホームページに公表する様式集の「様式1-1 入札説明書等に関する質問書」に記入のうえ、そのファイル（Microsoft Excel形式のままの状態とすること。）をE-mailに添付し、担当部署（「3 入札及び契約に関する事務を担当する部署」を参照）に送信すること。市は、E-mailを受信後、送信者に対し、受信確認メールを送信する。ただし、E-mailを送信した翌開庁日午後零時までには受信確認メールが届かなかった場合、送信者は、担当部署に電話にて電子メールの着信を確認すること。

## 3) 回答方法

質問に対する回答は、回答公表予定日に市のホームページへの掲載により公表する。

## 4) 回答公表予定日

### (ア) 第1回

令和6（2024）年2月2日（金）

### (イ) 第2回

令和6（2024）年3月19日（火）

なお、質問に対する回答の内容は、入札説明書等の追加又は修正とみなす。

## (6) 入札参加申請及び受理

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札参加申請をするとともに、参加にあたり必要な書類（以下「入札参加書類」という。）を提出すること。

また、共同企業体の結成を予定している場合、以下の手続きに加え、別途手続きが必要となるため、担当部署（「3 入札及び契約に関する事務を担当する部署」を参照）に連絡をすること。なお、別途書類の提出が必要となるため、予め余裕を持って連絡をすること。

### 1) 入札参加申請期限

令和6（2024）年2月9日（金）午後零時まで

### 2) 申請方法

東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）により申請すること。

### 3) 入札参加書類提出期限

令和6（2024）年2月9日（金）午後零時までには必着

### 4) 入札参加書類提出方法

応募者の代表企業が担当部署（「3 入札及び契約に関する事務を担当する部署」を参照）へ郵送（書留）により提出すること。なお、持参、E-mail、FAXによる提出は認めない。

### 5) 提出書類【正本1部】

応募者の構成（様式2-1）

### 6) 入札参加申請の受理

入札参加申請の受理について、令和6（2024）年2月14日（水）までに応募者の代表企業に電子調達サービスで通知する。その際、事業計画書の作成に必要な応募者記号を交付する。

なお、入札参加資格審査は開札後に落札予定者を対象に実施するため、本通知は入札参加資格の有無を判定するものではない。

## (7) 入札

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札を行うこと。

### 1) 入札の方法

入札の方法は、立川市電子入札実施要綱第7条の規定によること。なお、入札書に記載する金額は、施設整備請負費とし、消費税及び地方消費税を含まないこと。また、入札の際、所定の内訳書（様式3-1及び様式3-2）を添付すること。なお、金額不一致、件名不一致及び必要項目の記載がない等不明瞭な内訳書については無効とする。

### 2) 入札期限

令和6（2024）年4月23日（火）午後5時まで

### 3) 入札の辞退

応募者の代表企業は、入札期限までは、入札を辞退することができる。ただし、入札辞退の撤回はできないものとする。なお、辞退の方法は、原則として電子調達サービスによる。

### 4) 公正な入札の確保

- ① 応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 応募者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の応募者と入札価格又は入札意思について如何なる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- ③ 応募者は、落札者の決定前に、他の応募者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- ④ 応募者は、実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について立川市立立川第五中学校建替事業者選定等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の委員に対し、接触等の働きかけを行ってはならない。

### 5) 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して市が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめる。

### 6) 予定価格

本事業の予定価格は次のとおりである。

予定価格：5,961,276,000円（税抜価格：5,419,341,819円）

### 7) 1者入札

応募者が1者の場合においても、入札を実施する。

### 8) 変動型最低制限価格

- ① 変動型最低制限価格を設定する。
- ② 変動型最低制限価格を算定する対象は、予定価格以下の有効な入札の参加者数が3以上であるものとする。
- ③ 予定価格以下の有効な入札の参加者数が3に満たないときは、変動型最低制限価格の算定は行わない。
- ④ 変動型最低制限価格の算定方法は、立川市変動型最低制限価格制度試行実施要綱（平成20年立川市要綱第48号）第3条第1項のとおりとする。

## (8) 事業計画書等の提出

応募者の代表企業は、以下の要領に従って、一般競争入札参加資格審査確認に必要な書類（以下「入札参加資格審査書類」という。）及び事業計画書を提出すること。

**1) 提出期限**

令和6（2024）年4月23日（火）午後5時までに必着

**2) 提出方法**

応募者の代表企業が担当部署（「3 入札及び契約に関する事務を担当する部署」を参照）へ郵送（書留）にて提出すること。ただし入札参加資格審査書類と事業計画書は別梱包にて提出すること。なお、やむを得ない事由により持参による提出を希望する場合は、事前に担当部署に申し出ること。

**3) 提出書類（入札参加資格審査書類）【正本1部】**

- ① 入札参加資格審査申請書（様式4-1）
- ② 入札参加資格要件確認書その1（様式4-2）
- ③ 入札参加資格要件確認書その2（様式4-3）
- ④ 誓約書（様式4-4）

**4) 提出書類（事業計画書）【正本1部・副本14部】**

「提出書類の作成要領」及び「様式集」に規定する様式による。

**5) 提出書類の取扱い**

**(ア) 落札者決定後の返却**

落札に至らなかった応募者の入札参加資格審査書類及び事業計画書については、落札者の決定後、市が当該書類を提出した応募者に未開封のまま返却する。ただし、審査の過程で開封した書類については、落札に至らなかった場合でも、返却は行わないものとする。

**(イ) 著作権等の帰属等**

提出書類の著作権は、当該書類を提出した応募者に帰属するものとする。ただし、公表、展示その他本事業に関して必要と認める範囲において、市は、これを無償で使用することができるものとする。

**(ウ) 特許権等**

計画内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として計画を行った応募者が負うものとする。

**(エ) 資料の公開**

市は、落札者の決定後、選定結果の公表の一環として、必要に応じて落札者の事業計画書を公開することができるものとする。ただし、公開に際しては、公開されることにより落札者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとし、詳細については当該落札者と協議することとする。

**6) その他**

- ① 市が提供する資料は本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。
- ② 応募者は複数の計画を提出することはできない。
- ③ 事業計画書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

## (9) 開札

### 1) 日時

令和6(2024)年4月24日(水)午前9時から

### 2) その他

市は、電子調達サービスにおいて、開札の際に当該案件を「保留」にして、落札予定者に対して入札参加資格審査及び事業計画書審査を行い、落札者を決定する。落札予定者となった応募者には別途、市より連絡をする。

## (10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札者決定を取り消す。

- ① 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- ② 電子による入札において、入札書が所定の日時までに電子調達サービスのサーバーに到着していないもの
- ③ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人となった者が行った入札
- ④ 入札参加資格審査申請書に記載された者(代表企業)以外の者が行った入札
- ⑤ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- ⑥ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札または入札事項を明示しない入札(電子入札にあつては、電子調達サービスによる記名又は押印に相当する電磁的記録のないもの)
- ⑦ 事業計画書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- ⑧ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- ⑨ 予定価格を超える金額又は最低制限価格を下回る金額を記載したもの
- ⑩ 電子による入札において、電子調達サービス上で示された文字種、文字数、記入例その他の指示に従わないもの又は必要な項目を入力しない若しくは不必要な項目を入力したもの
- ⑪ 入札説明書等及びそれらの書類に関する質問に対する回答において示した入札条件に違反した入札
- ⑫ その他明らかに不正又は不適正であると認められる入札

## (11) 入札参加資格審査及び事業計画書審査

### 1) 入札参加資格審査

開札後速やかに、落札予定者を対象として、入札参加資格審査書類により入札参加資格審査を実施する。詳細は「6 応募者の参加資格要件」を参照。

最低価格の入札を行った者が入札参加資格を有することが確認できなかった場合、当該落札予定者を無効とし、次順位の者を落札予定者とする。

次順位の者が入札参加資格を有することが確認できなかった場合、第3位の者を落札予定者とする。

### 2) 事業計画書審査

落札予定者を対象として、事業計画書の審査を行うためにヒアリングを実施する。市は、

落札予定者から要求水準書に示す要求事項等に関する説明を受け、要求水準書に示す要求水準が満たされているか、また、それに伴う根拠等について確認を行う。

### 3) 事業計画書に関する質問送付及び回答

落札予定者から提出された事業計画書の内容に関する疑義解消のため、落札予定者の代表企業に事業計画書に関する質問をE-mailにて送信する。これに対し、落札予定者はE-mailにて回答を行うこと。

#### (ア) 第1回(予定)

令和6(2024)年5月30日(木)午後5時までにE-mailにて質問を送信する。

令和6(2024)年6月6日(木)午後零時までにE-mailにて回答を行うこと。

#### (イ) 第2回(予定)

令和6(2024)年6月21日(金)午後5時までにE-mailにて質問を送信する。

令和6(2024)年6月28日(金)午後零時までにE-mailにて回答を行うこと。

### 4) 審査結果の通知

審査結果について、市は、落札予定者に対して通知を行う。

### 5) 審査結果理由の説明請求

- ① 審査の結果、落札者とならなかった者は、市に対し、その理由について説明を求めることができる。
- ② 審査結果理由の説明を求める場合には、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内(期間中の休日を除く。)に担当部署(「3 入札及び契約に関する事務を担当する部署」を参照)へ書面(書式は自由)を提出することにより、説明請求を行うものとする。提出方法は、郵送(書留に限る。)または持参によるものとし、持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時まで(ただし、午後零時から午後1時までを除く。)とする。
- ③ 上記②に対する回答は、書面により行う。

## (12) 落札者決定・公表

市は、落札予定者が入札参加資格を有することを確認したうえで、事業計画書について審査を行い、要求水準書に示した要求水準を満たしていると認めた場合、落札者として決定し、令和6(2024)年7月に市のホームページにて公表する予定である。落札者を決定するにあたっては検討委員会により審査を行い、学識経験者から意見を聴取するものとする。

なお、落札予定者の事業計画書が要求水準書に示した要求水準を満たさない場合、当該落札予定者を無効とし、次順位の者を落札予定者とする。また、その者の入札参加資格を有することが確認できない場合又は事業計画書が要求水準書に示した要求水準を満たさない場合、第3位の者まで落札予定者とするができる。

## (13) 落札者決定後の手続き

### 1) 基本協定及び施設整備請負契約(仮契約)の締結

市と落札者は落札者決定後7日以内に施設整備請負契約の締結に向けて、市と落札者の立場と義務を確認するとともに、施設整備請負契約締結のための基本的事項を定めた基本協定を締結する。

また、市と落札者は、落札者決定後7日以内に施設整備請負契約の締結に向け契約内容について協議し、仮契約を締結する。ただし、契約内容の協議は契約書案の未確定部分を確定させる目的で行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

なお、基本協定及び施設整備請負契約（仮契約）の締結に伴う期間については、書面による市の承諾を得て、この期間を延長することができる。

## 2) 市議会の議決及び施設整備請負契約（本契約）の締結

市と落札者は、立川市議会において可決された後に、施設整備請負契約について本契約を締結する。

## 3) 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税を加えた金額とする。

## (14) 入札に関する留意事項

### 1) 入札説明書等の承諾

応募者は、入札参加資格申請をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。また、その後質問回答等の状況により入札手続き中に入札説明書等の変更や資料の追加が生じた場合、応募者は、事業計画書等の提出をもって、これを承諾したものとする。

### 2) 費用負担

入札手続きに係る経費は、応募者の負担とする。

### 3) 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### 4) その他

- ① 入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、市のホームページにて通知することとする。
- ② 入札をした者は、入札後、入札説明書等についての不明を理由に異議を申し立てることはできない。
- ③ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、参加停止等を行うことがある。
- ④ 事業計画書審査において、要求水準書に示す要求水準が満たされていると市が認めることにより、事業者の責任が軽減されるものではない。関係法令等に対しては適正に対応すること。
- ⑤ 入札及び契約の締結に係る手続きにおいて交渉は行わない。

## 6 応募者の参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために入札参加資格審査を実施する。

なお、事業の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものもとより、立川市内に本店・本社を置く企業の積極的な活用等に配慮すること。

### (1) 応募者の構成等

- 1) 入札手続きに参加する応募者は、(2) 2) (イ) で規定する建設工事を行う者の要件をすべて満たす1社を「代表企業」として定めるとともに、代表企業が応募手続きを行うこととする。応募者は、単独企業又は複数の企業（以下「構成員」という。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。本事業は、立川市特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成8年立川市要綱第7号）第5条ただし書に規定する工事とし、共同企業体の構成員を3者以上とすることができることとする。
- 2) 代表企業は、本事業の中心的立場で本事業に関する企画及び本事業の関係者の相互調整を統括して行う役割を担うとともに、市との連絡調整役及び必要な手続きの窓口となり、事業の円滑な遂行に責任を持つこと。
- 3) 構成員の変更は認めない。但し、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りではない。
- 4) 構成員が他の応募者の構成員となることは認めない。
- 5) 構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員となることは認めない。
- 6) 同一応募者が複数の計画を提出することはできない。

### (2) 応募者の参加資格要件

#### 1) 共通の参加資格要件

構成員は、本業務を適切に実施できる技術・知識及び能力・実績・資金・信用等を備えた企業でなければならない。

また、構成員は、それぞれ以下に示す要件を満たさなければならない。

なお、複数の要件を満たす者は、当該複数業務を行うことができる。

#### 2) 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の設計・建設等の業務を行う者として、以下の各項の要件を満たす企業で構成すること。

##### (ア) 設計を行う者

単独企業または共同企業体の構成員として、応募者である建設事業者が自ら設計を行う場合は、以下に示す要件をすべて満たすこと。

なお、応募者が自ら設計を行わない場合は、以下に示す要件をすべて満たし、かつ、東京都内に本店、支店又は営業所を有し、電子調達サービスにおいて「建築設計」の立川市競争入札参加資格登録を当該店舗でしている事業者が設計を委託することとし、入札参加申請時に設計受託予定事業者を明示すること。また、設計受託予定事業者についても、入



札説明書に示す構成員と同等の資格要件を備えることを要するものとする。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 平成20（2008）年度以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積5,000㎡を超える学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に定めるものをいう。）の新築工事について、元請として基本設計及び実施設計を受注した実績を有すること（複合施設の場合は学校部分で5,000㎡を超えること。）。

#### （イ）建設工事を行う者

建設工事を行う者は、以下に示す要件をすべて満たすこと。なお、共同企業体による場合は、①及び②についてはすべての構成員がいずれにも該当し、③及び④は少なくとも代表企業がいずれにも該当すること。

- ① 建築一式工事について建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者であって、一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者を専任で配置できること。なお、これらの技術者は、企業が直接かつ連続して3か月以上雇用している者でなければならない。
- ② 東京都内に本店、支店又は営業所を有し、かつ、電子調達サービスにおいて「建築工事」の立川市競争入札参加資格登録を当該店舗でしていること。
- ③ 建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- ④ 平成20（2008）年度以降に、国又は地方公共団体が発注した延床面積5,000㎡を超える学校（学校教育法に定めるものをいう。）の新築工事について、元請として受注した実績を有すること（複合施設の場合は学校部分で5,000㎡を超えること。）。なお、共同企業体としての受注にあつては、代表企業として受注した実績を有すること。

#### 3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ② 立川市競争入札等参加停止基準（平成8年6月28日市長決定）に規定する参加停止を受けている者
- ③ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条の各号の規定に該当する者
- ④ 建築士法第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
- ⑤ 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者
- ⑥ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ⑦ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ⑧ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続き開始の申立てを含む。）がなされている者

- ⑨ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者
- ⑩ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- ⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置等の命令を受けている者
- ⑫ 市が本事業に関する検討を委託した次に示す者及びこれらの者と資本関係又は人的関係のある者
  - i 株式会社エイト日本技術開発
  - ii 豊原総合法律事務所

なお、資本関係又は人的関係のある者とは、以下の基準に該当する者をいう。

  - ア 資本関係がある場合
 

以下のいずれかに該当する二者の場合。

    - ・ 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
    - ・ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係がある場合
 

以下のいずれかに該当する二者の場合。

なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他すべての役員を指す。

    - ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - ・ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
  - ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合
 

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- ⑬ 市が意見聴取を行う学識経験者が所属する団体
- ⑭ 実施方針の公表から落札者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する検討委員会の委員及び市が意見聴取を行う学識経験者に対し、接触等の働きかけを行った者
- ⑮ 直近事業年度の法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑯ 立川市契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年2月23日立川市要綱第82号）に基づく参加停止措置を受けている者

#### 4) 参加資格の確認

- ① 参加資格確認基準日は入札公告日とする。
- ② 落札者決定日までの間に応募者の構成員が入札参加資格要件を欠いた場合、市は、当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。
- ③ 落札者決定日の翌日から施設整備請負契約の締結までの間に落札者の構成員が入札参加

資格要件を欠いた場合、市は、落札者決定を取り消すことができる。この場合において、市は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

## 7 立川市立立川第五中学校建替事業者選定等検討委員会の設置等

市は、落札予定者の事業計画書を審査し、落札者を決定するにあたり、事業計画書の審査を行うため、市職員により構成される検討委員会を設置している。

検討委員会の委員は次のとおりである。

役職	所属
委員長	教育委員会事務局教育部長
副委員長	教育委員会事務局教育部学校施設建替担当課長
委員	総合政策部行政経営課長
	行政管理部施設課長
	教育委員会事務局教育部教育総務課長
	教育委員会事務局教育部教育支援課長
	立川市立立川第五中学校長

また、上記検討委員会における事業計画書の審査にあたり、学識経験者の意見聴取を行うこととしている。

氏名（敬称略）	所属
長澤 悟	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東洋大学名誉教授</li> <li>・教育環境研究所理事長</li> </ul>

応募者が、落札者決定・公表までに、検討委員会の委員または上記学識経験者に対し、落札者選定に関して自己に有利に、又は他者を不利にする目的のために、接触等の働きかけを行うことを禁じる。また、検討委員会の動向等について聴取することも禁じる。

これら禁止事項に抵触したと市が判断した場合には、当該応募者は本事業への入札参加資格を失う。